

令和6年9月分

1. 受付件数について

わが町提案（要綱第2条、第4条第2項）	問い合わせ等文書（要綱第4条第3項）	計
3件	0件	3件

2. わが町提案への回答について

受付日	提案テーマ	提案内容	主管課の考え方や処理方針	主管課
9月2日	同性カップルの住民票での続柄について	<p>大阪府のパートナーシップ宣誓制度を利用している同性同士のカップルが、住民票を発行する際に続柄を「夫(未届)」もしくは「妻(未届)」と記載することはできますか？</p> <p>また、パートナーシップ宣誓制度を利用していないカップルでも、例えば5年以上共同生活を営み、住民票に記載されている住所も同じで、生計が同一である同性同士のカップルが、住民票を発行する際に続柄を「夫(未届)」もしくは「妻(未届)」と記載することはできますか？</p> <p>上記ふたつの質問について、もし不可能であれば、その理由も教えてください。</p>	<p>「大阪府のパートナーシップ宣誓制度を利用している同性同士のカップルが、住民票を発行する際に続柄を『夫(未届)』もしくは『妻(未届)』と記載することはできますか？」とのお問い合わせに対しまして、本町の回答はつぎのとおりです。</p> <p>本町が発行する住民票では、同性パートナーの続柄は「同居人」と記載しています。その理由といたしましては、住民基本台帳事務を管轄する総務省の考え方として、「同性パートナーの場合は『同居人』『縁故者』などと記載するのが一般的である」と示されていることから、現時点ではこの運用を行っているところです。また、お問い合わせの「パートナーシップ宣誓制度を利用していないカップル」につきましても同様の考え方です。</p> <p>ただし、一部の自治体では、『夫(未届)』もしくは『妻(未届)』と記載していることは承知しており、同性パートナーについては各種社会保障制度等においてどのように取り扱うのかの検討が行われる可能性があることから、今後の対応につきましましては、引き続き国・大阪府や他の自治体の動向等を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	住民課

受付日	提案テーマ	提案内容	主管課の考え方や処理方針	主管課
9月9日	停電情報などの連絡	<p>近台風などで停電することがありますが、今は停電情報アプリでどこで停電していつ復旧予定かなどを知ることができます。</p> <p>しかし、携帯を持たないご年配の方や、アプリを使わない方には情報を知ることができずに不安な時間を過ごされると思います。防災無線などで情報を呼びかける対応をしていくことはできませんか？</p> <p>あと、避難所のマンホールトイレ設置についての進捗はどうなっていますか？</p>	<p>熊取町では、近年の大型台風や線状降水帯による豪雨等に伴う停電状況に配慮し、電力供給主体である関西電力送配電株式会社と協力して、町のホームページや公式LINEで停電情報アプリの紹介を行うなど、停電時の情報伝達体制の向上に努めているところでございます。</p> <p>災害時の情報提供につきましては、必要に応じて町ホームページや公式LINEで情報提供してまいりますが、ご提案にありました防災無線を使った広報については、エリアごとに正確な情報を伝えるのが困難であり、かえって混乱を招く恐れがありますので、関西電力送配電株式会社または、役場自治・防災課へ問い合わせいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>次に、避難所のマンホールトイレにつきましては、現在のところ設置の計画はありませんが、避難所のトイレにつきましては、学校施設のトイレなどの既存設備を有効的に活用するとともに、ポータブルトイレ（簡易トイレ）等を必要数備蓄して、これにより処理する方法を採用しております。</p> <p>以上、ご回答とさせていただきます。</p>	自治・防災課
9月30日		<p>大久保のちびっこ広場ですが、他の公園に比べて広く、子供たちの遊びの場として活用されているかと思えます。</p> <p>公園から見える時計がないため、子供に持参させているのですが、時計があるとより良いかと思っております。</p> <p>ご検討ください。</p>	<p>わが町提案箱にご提案いただきありがとうございます。</p> <p>大久保ちびっこ広場につきましては、大久保区が管理している広場となります。つきましては、ご提案いただきました時計の設置については、本町からも予めご提案の内容を大久保区にお伝えさせていただきますので、管理者である大久保区に貴殿よりご相談いただきますよう、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	道路公園課

【わが町提案箱実施要綱より】

(定義)

第2条 この要綱において、「わが町提案」とは、町政に対する現状や問題点を指摘するとともに、その対応や改善内容に対する建設的・創造的な提案がなされているもののうち、広く公益性が認められるものをいう。

(受付及び提案等の処理)

第4条 わが町提案書は、公聴主管課で受け付けるものとする。

- 2 公聴主管課長は、前項で受け付けたわが町提案書について、第2条の趣旨に沿う提案は、「わが町提案」として処理する。
- 3 前項を除くほか、要望、問い合わせ等については、「問い合わせ等文書」として処理する。